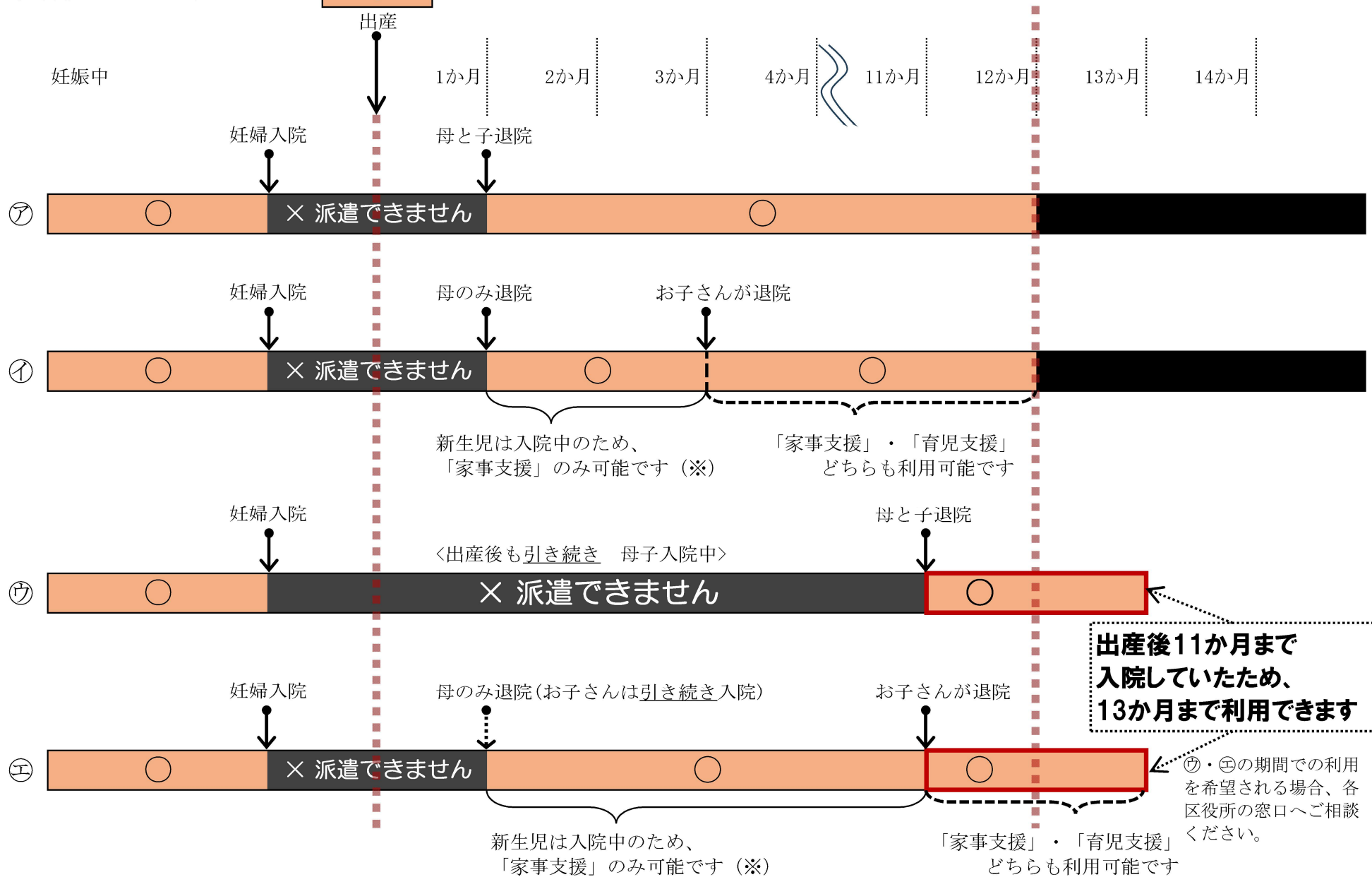


名古屋市産前・産後ヘルプ事業 「利用できる期間」について

- ・妊娠中（母子健康手帳交付後）から出産後1年以内
- ・出産に伴う母又は子の入院期間終了後2か月以内も派遣可能

【利用できる期間の一例】

○ = 利用できる期間（時間数上限：合計80時間まで／多胎妊娠・出産の場合は100時間まで）



※新生児以外のきょうだい児がいる世帯は、育児支援も利用できる場合があります。